

# エコマーク使用の手引

2017年4月1日  
公益財団法人日本環境協会

エコマークは、地球と、環境 (Environment) および地球 (Earth) の頭文字「e」を表す人間の手の形を組み合わせてデザインしたもので、「私たちの手で地球を、環境を守ろう」という気持ちを表しています。

エコマーク認定商品およびその広告・宣伝物などには、本手引に従い、原則としてエコマークの表示を行って下さい。その商品の広告・宣伝に際しては、エコマークの趣旨などを紹介することによって、環境保全に関する消費者の理解を深めるように努めて下さい。

なお、表示に際しては、エコマーク事務局が別途提供する電子データまたは清刷りをご利用下さい。

## 1. 基本ロゴ

エコマーク使用契約者（以下、「使用契約者」）は、認定を受けた製品本体または消費者購入時の製品包装、広告・宣伝物などに基本ロゴを表示できます。基本ロゴの表示方法には、Aタイプ（マークとマーク上段の「ちきゅうにやさしい」、下段の環境情報表示をセットで記載する方法）、Bタイプ（マークと認定情報を記載する方法）、およびCタイプ（基本ロゴのみを表示し、マークと認定情報の参照先を記載する方法）があります。基本ロゴの表示方法は、商品認定申込時にマーク表示見本を提出し、エコマーク事務局の確認を受けて下さい。なお、商品認定後は、A、B、C いずれかのタイプを自由に選択して使用できます。ただし、認定基準書に A タイプが規定されていない商品類型については、Aタイプの表示は使用できませんのでご注意ください（前記に関わらず、現在、Aタイプを使用している既認定商品については、これまでどおり A タイプも使用できます）。

エコマーク使用規定に従って、正しい表示をお願いします。

### Aタイプの表示例



### Bタイプの表示例



### Cタイプの表示例



### 1-1. Aタイプの表示

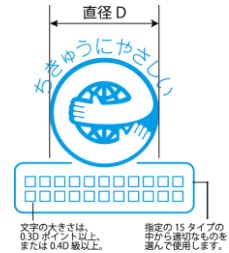
#### (1) 上下段の文字表示の方法

- ・ マーク上段の「ちきゅうにやさしい」は、マークの正円の外線に沿って表示し、「に」の文字が地球の中心線の真上にくるようレイアウトします。（表示例参照）
- ・ マーク下段の環境情報表示（環境保全上の効果に関する表示）は、各商品類型の認定基準書「商品区分、表示など」の項目で規定される環境情報表示の文言を用いて下さい。（注；従来のマーク下円に沿って環境情報を表示することが許可された商品にあっては、そのままの表示を認めます。）

- ・ マークを表示する場合、原則としてマークを表示する製品本体または消費者購入時の製品包装上に、必ずエコマーク認定番号または使用契約者名のいずれか（または両方）を表示して下さい。また、表示位置は、消費者が認識し易い位置であれば、必ずしもマークの近傍でなくても構いません。マークを製品本体に表示し、エコマーク認定番号または使用契約者名を消費者購入時の製品包装に表示するという方法も差し支えありません。ただし、個別認定基準書に表示に関する記載があるものについては、その記載に従うものとします。

## (2) マークと文字表示

- ・ マークを縮小または拡大して表示する場合、上段「ちきゅうにやさしい」の表示は、マークと同倍率になるようにして下さい。
- ・ 下段の四角枠内の文字の大きさは、原則として、マーク円部分の直径D(mm)に対して、ポイント数では：0.3Dポイント以上、級数では：0.4D級以上の表示とします。行間は各ポイント数、級数の1.2倍を基準とします。
- ・ マーク上段の「ちきゅうにやさしい」および下段の環境情報表示の標準フォントは、写研「ナールD」、モリサワ「じゅん34」、フォントワークス「スーラ PLUS」もしくは、ダイナフォント「DFP 中丸ゴシック」とします。



## (3) マーク下段の文字数と四角枠

- ・ マークと組み合わせる四角枠の大きさは、エコマーク事務局が別途用意する電子データまたは清刷りの15タイプの中から文字数に応じて適切に選択使用して下さい。必要に応じて、角Rを固定しながら、四角枠の幅と天地を延ばして使用して下さい。
- ・ 四角枠内の文字は、文字の最大長に合わせ、左右、天地の空きが均等になるように配置して下さい。

### ●Aタイプの表示例

認定番号と使用契約者名を表示	認定番号を表示	使用契約者名を表示










## 1-2. Bタイプの表示

マークと認定情報による表示は、以下に従って下さい。その際、消費者に認定情報を的確に伝えられるように十分な配慮をして下さい。

### (1) 認定情報の文字表示の方法

- 認定情報は、次の①～③を含むものとします。
  - ①「エコマーク」の文言、または本手引 1-6. 項に定めるエコマーク商品であることの呼称
  - ②各商品類型の認定基準書「商品区分、表示など」の項目で規定される環境情報表示の文言
  - ③エコマーク認定番号または使用契約者名の表示（両方を表示することも可）
- 認定情報はマークの近傍（上下左右のわかりやすい位置）に配置し、マークと認定情報の間は線で区切って表示することを推奨します（表示例参照）。なお、認定情報は、消費者から認識しやすい箇所であれば、マークの近傍以外の箇所に表示することもできます。また、マークを製品本体に表示し、認定情報を消費者購入時の製品包装に表示するという方法も差し支えありません。

### ●Bタイプの表示例

認定番号と使用契約者名を表示	認定番号を表示	使用契約者名を表示
 エコマーク商品 再生 PET 繊維〇% 12345678 〇〇株式会社	 エコマーク商品 再生 PET 繊維〇% 12345678	 エコマーク商品 再生 PET 繊維〇% 〇〇株式会社
 〇〇株式会社 <hr/> エコマーク 再生 PET 繊維〇% 12345678	 <hr/> エコマーク認定商品 再生 PET 繊維〇% 12345678	 <hr/> エコマーク認定 再生 PET 繊維〇% <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">             〇〇株式会社 (織ネームに別掲)           </div>
 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">             〇〇株式会社 エコマーク認定 12345678 (織ネームに別掲)           </div> 再生 PET 繊維〇%	 再生 PET 繊維〇% <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">             エコマーク認定番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 (包装に別掲)           </div>	 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">             〇〇株式会社 (包装に別掲)           </div> エコマーク商品 再生 PET 繊維〇%

## 1-3. Cタイプの表示

認定情報を表示できない場合のCタイプの表示は、以下に従って下さい。

### (1) 参照先情報の表示の方法

- 原則として、マークの近傍にエコマーク認定番号または使用契約者名のいずれか（または両方）を表示して下さい。ただし、使用契約者名については、マークを表示する製品本体または消費者購入時の製品包装上であればマークの近傍でなくても構いません。

また、できる限り「エコマーク」の文言、または本手引 1-6. 項に定めるエコマーク商品であることの呼称を表示して下さい（「エコマーク認定番号〇〇〇〇〇〇〇〇」と表示する場合には、あらためて記載する必要はありません）。










- ・ 消費者が認定情報を参照できるよう使用契約者のウェブサイトにて認定情報を含むエコマーク商品に関する情報ページを設けて下さい（この場合、出来る限りマークを表示する媒体に該当サイトの URL とエコマーク認定番号を表示して下さい）。

ウェブサイトの開設ができないなど上記の対応が困難な場合には、前項に関わらず、消費者がエコマークウェブサイトを開覧して認定情報を参照できるよう、必ずエコマーク認定番号を表示して下さい。

また使用契約者は、消費者対応窓口を設けるなどにより、認定情報を含むエコマーク商品に関する情報を提供するように努めて下さい。

- ・ 容器（例えば、詰め替え用の容器やリターナブル容器）などでエコマーク認定を受けている製品において、消費者に誤認を与える可能性がある場合には、マークと共に容器等がエコマーク認定であることを明記して下さい。

●Cタイプの表示例

認定番号と使用契約者名を表示	認定番号を表示	使用契約者名を表示
 エコマーク認定番号 12345678 〇〇株式会社	 エコマーク 12345678	 〇〇株式会社 エコマーク商品
 〇〇株式会社 12345678	 エコマーク商品 12345678	 〇〇株式会社 (包装に別掲) エコマーク認定
 〇〇株式会社 (織ネームに別掲) 12345678	 12345678	 〇〇株式会社 (包装に別掲)

1-4. マークと文字表示の色、大きさ

- ・ マークの「e」および地球の部分はヌキに、他の部分は黒ベタにして下さい。黒ベタの部分の標準色は DIC 180(C(シアン)100%、M(マゼンダ)4%、Y(イエロー)0%、B(ブラック)0%)です。ただし、表示する箇所の地色などに応じて、他の色を使用することも差し支えありません。
- ・ マーク上段の「ちきゅうにやさしい」および下段の環境情報表示の色は、マークと同じ色を使用して下さい (Aタイプ)。認定情報 (Bタイプ) および参照先情報 (Cタイプ) の色は特に指定はありません。

せん。

- ・ マークの「e」および地球の部分（ヌキの部分）に地色が出ることも差し支えありません。表示スペースの関係によりマークや文字表示を縮小する場合は、マークを変形したり、地球のヌキの部分がつぶれてしまうような過度の縮小は行わないで下さい。マークの視認性および文字の可読性を損なわない程度に縮小することは可能です。

#### 1-5. マークの表示に付随して表記する事項と留意点

##### (1) 広告・宣伝物にマークを表示する場合

- ・ 商品カタログ、チラシ広告などの印刷物（エコマーク商品類型 No. 120「紙製の印刷物」の認定商品に関する表示を除く）、通信販売カタログ、およびウェブサイトなどの広告・宣伝物にマークを表示する場合は、商品ブランド名と共に、必ずエコマーク認定番号または使用契約者名のいずれか（または両方）を表示して下さい。表示位置は、消費者が認識し易い位置であれば、必ずしもマークの近傍でなくても構いません。
- ・ 広告宣伝物にマークとともに商品ブランド名を表記する場合には、エコマーク使用契約書に記載されている商品ブランド名を表記して下さい（エコマーク使用契約は商品ブランド名ごとに締結していますので、異なる商品ブランド名の表記は無断使用に該当します）。
- ・ カタログなどの発行者が使用契約者である場合は、使用契約者名を表示しなくても構いません。

##### (2) エコマーク認定番号、使用契約者名等を表記する際の留意点

- ・ エコマーク認定番号および使用契約者名の表記に際しては、文字が容易に識別できる大きさと表記されていれば、文字の色、フォントの指定はありません。
- ・ 使用契約者名は、通称や商標（ロゴマークなど）であっても、一見して使用契約者を特定できるものであれば、エコマーク使用契約書に記載された正式名称でなくても構いません。
- ・ 使用契約者名以外の事業者名のみを表示する場合（例えば、製造元が使用契約者であって、販売会社名のみを表示する場合など）、消費者がエコマーク認定商品の情報を参照することができなくなる可能性がありますので、エコマーク認定番号または使用契約者名のいずれか（または両方）を必ず併記して下さい。なお、他社において既に認定を受けている商品を別会社のブランドとして販売する場合（OEM、PB）は、使用契約者以外による無断使用に該当しますので、エコマークを使用することはできません。新たにエコマーク商品認定申込の手続きを行い、審査・認定を受けて下さい。

#### 1-6. エコマーク商品であることの呼称の使い方

エコマーク認定商品について広告などを行う場合の呼称は、次のいずれかの表現を使用して下さい。なお、呼称と共に、「公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局認定」もしくは「エコマーク事務局認定」等を補足記載しても構いません。

「エコマーク認定商品」

「エコマーク商品」

「エコマーク認定」

「エコマーク」

#### 1-7. 特殊な商品についてのエコマーク使用

- ・ 部材、部品などがエコマーク認定商品であっても、それらを用いて組み立てられた完成品について

エコマークを使用することはできません。また、出荷後の二次加工・組み立てを前提とした中間製品としてエコマーク認定を受けた製品においても、二次加工・組み立て後の完成品がエコマーク認定商品と誤認される可能性のある表示方法は認められません（中間製品本体へのマーク表示はできません。ただし、中間製品の包装やカタログなどへのマーク表示は差し支えありません）。

- ・ 上記に関わらず、商品類型No.114「紙製の包装用材 Version2」、No.118「プラスチック製品 Version2」、No.124「ガラス製品 Version2」およびNo.140「詰め替え容器・省資源型の容器 Version1」において、内容物を特定せずに認定を受けた容器包装（いわゆる汎用品）については、内容物充填後の製品にエコマークを表示することを可とします（ただし、充填する内容物の商品類型が設定されていない場合に限ります）。本項の規定に従い、エコマークを容器包装に表示する場合には、「容器包装として認定を受けています」（相当する文言でも可）などをエコマーク近傍に併記し、容器包装がエコマーク認定商品であることがわかるようにして下さい（ただし、環境情報表示または認定情報に「容器」などの文言が含まれる場合は、あらためて文言を併記する必要はありません）。
- ・ エコマーク認定商品を含む複数の商品を、一つのパッケージとしてセット販売する場合も、エコマークを包装上に表示することができます。ただし、セット販売する商品のうち、エコマーク認定商品が明確にわかるように表示して下さい（例えば鉛筆（エコマーク認定商品）と消しゴム（非エコマーク認定商品）のセット販売で、包装上に表示するエコマーク近傍に「鉛筆」と記載するなど）。
- ・ エコマーク認定商品を納入先の注文による特別仕様によって外観や仕様などを変える場合、その商品については、エコマークの使用はできません。別途、エコマーク商品追加申込の手続きを行い、審査・承認を受けて下さい。
- ・ エコマーク使用契約者以外の事業者が認定商品の商品ブランド名・型式名を変更して販売する場合も、エコマークの使用はできません。当該事業者より別途、エコマーク商品認定申込を行い審査・認定を受け、エコマーク使用契約を締結して下さい。

## 2. エコマーク商品ユーザーロゴ

エコマーク認定商品を自ら使用していることをPRしたい場合、事前にエコマーク事務局に届け出を行うことにより、以下の「エコマーク商品ユーザーロゴ（以下、ユーザーロゴ）」を使用できます。ただし、販売目的での使用は除きます。



### 2-1. 使用対象者と表示対象物

ユーザーロゴ使用は、以下に掲げる(1)の使用対象者と(2)の表示対象物に限り行うことができます。

(1)使用対象者は 個人、法人、公共団体（法人、団体などの形態やエコマーク認定取得の有無は問いません）などとなります。

(2)表示対象物は使用対象者が自ら使用する印刷物（CSR報告書や教科書など）やウェブサイト等の本文、ポスターや看板等の掲示物、またはエコマーク認定対象外の物品などとなります。



## 2-2. 使用条件

- 「ユーザーロゴ」は、以下の文言をマーク近傍に付すことを条件とします。認定商品を使用している行為・対象物が明確になるように表示して下さい。  
「〇〇（認定商品を使用する主体、設備など）はエコマーク認定の△△を使用しています」（相当する文言でも可）
- 認定商品の使用範囲が行為・対象物の一部に限定される場合には、エコマーク認定商品の使用範囲が明確にわかるようにしてください。
- 「ユーザーロゴ」使用者は、ロゴ使用の対象となるエコマーク認定商品が真正であることの確認を確実に行って下さい。エコマーク認定商品の商品ブランド名・認定番号・使用契約者名はエコマークウェブサイト（<https://www.ecomark.jp/search/search.php>）で最新の情報が確認できます。

例1) 制服・作業服（エコマーク認定商品）を自社で使用していることをPRする場合



(株)エコプラスは、環境に配慮して  
エコマーク認定の制服「エコマール」(JEA 商事)を使用しています

例2) 生分解性潤滑油（エコマーク認定商品）を工作機械に使用する場合



この工作機械は、環境に配慮して  
エコマーク認定の生分解性潤滑油  
を使用しています

例3) 損害保険（エコマーク認定サービス）に自社の社用車が加入している場合



当社はエコ安全ドライブ・事故を減らす取組・  
約款ペーパーレスなどに賛同し、全ての社用車が  
エコマーク認定の損害保険に加入しています

例 4) まほうびん（エコマーク認定商品）を団体で使用していることを PR する場合



私たち〇△サークルでは、部員みんながエコマーク認定のマイボトルを使って、容器ごみの削減と省エネルギーに取り組んでいます！

例 5) 駅ホームで点字ブロック（エコマーク認定商品）を使用していることを PR する場合



当駅ホームの視覚障害者誘導ブロックはエコマーク認定商品です。原料に再生材料を 50%以上使用しています。

例 6) 廃食用油再生せっけん（エコマーク認定商品）をエコマークホテルのバックヤードで使用していることを PR する場合



当ホテルでは、調理から出た廃食用油をせっけんに再生して従業員が使用しています。

せっけんは原料油脂に廃食用油を 50%以上使用したエコマーク認定商品「エコマール」(JEA 油脂製)です。



### 2-3. 使用手続き

- ・ 「ユーザーロゴ」の使用を希望される場合には、所定の申込書にマーク使用方法（イメージ図）などの資料を添えて、エコマーク事務局宛てにお申し込み下さい（郵送、FAX またはメール）。申込受理から結果通知までは約 1 週間程度です。結果は申込書に記載のアドレス宛にメールにて個別に通知します。使用期間に定めはありません。また、本規定によるユーザーロゴ使用料は無料です。
- ・ 誤表示や不適正使用の事実が判明した場合には、ユーザーロゴ使用を停止します。

### 2-4. ユーザーロゴ使用に関わる権利

- ・ エコマークのユーザーロゴ使用に関する一切の権利は、公益財団法人日本環境協会に帰属します。

## 3. 問い合わせ先

エコマークの使用または表示についてのご質問は、以下までお問い合わせ下さい。

<基本ロゴに関する問い合わせ先>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課  
〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16 馬喰町第一ビル 9F  
TEL. 03-5643-6253、FAX. 03-5643-6257  
エコマーク事務局メールアドレス：[info@ecomark.jp](mailto:info@ecomark.jp)  
ウェブサイト：<https://www.ecomark.jp/>

<ユーザーロゴに関する問い合わせ先>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 事業推進課  
TEL. 03-5643-6255（電話番号以外は上記に同じ）

（附則）

2011年3月1日 制定施行（「エコマーク使用の手引」と「エコマークの下段の表示（環境情報表示）」について」を統合）

2013年4月1日 改定施行（公益財団法人設立）

2017年4月1日 改定施行（Cタイプロゴ、ユーザーロゴの新設など）